

部会における検討事項について

第 1 環境改善・人材育成部会における検討事項（案）

1 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業について （地域医療介護総合確保基金メニュー）

（1）事業目的

在宅の介護現場における介護従事者の安全を確保し、介護サービスの円滑な提供体制の構築を図る。

（2）現状及び課題

令和 5 年 3 月に実施した「在宅の医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント実態調査」より次のような結果が得られた。

- ・利用者等からの暴力・ハラスメントを受けた経験がある従事者が約 4 割
- ・包丁を突き付けられた等の生命の危機を感じる事例あり
- ・管理者向けの調査回収率は 17.2%と低く、問題意識が低いためと考えられる
- ・暴力・ハラスメント対策を行う上での課題として、「対策を行うための時間的余裕がない」「具体的にどうしたらいいかわからない」などの意見が多く、対応に苦慮している実態あり
- ・今後必要な対策として、「複数人での訪問」「相談しやすい環境をつくる」「基本方針やマニュアルを定める」などが多く挙げられた
- ・その他の意見として、「サービスの適正利用に関する利用者等向けの周知や啓発が必要」「暴力・ハラスメント対応の事例を共有してほしい」などの意見あり
- ・複数名訪問※について、「対応できる人員の不足」「本人・家族等の同意が得られない」という理由で複数人での訪問ができていない実態あり

※訪問看護・訪問介護において、利用者からの暴力行為等が認められる現場において、利用者や家族等が同意すれば、複数名訪問加算が可能

これらの調査結果を受けて、令和 6 年度に、暴力・ハラスメント対策マニュアルの作成、在宅医療・介護従事者及び管理者向け研修、専用相談窓口の設置、安全確保対策費用や複数名訪問に対する補助、利用者等への啓発を実施した。

また、令和 8 年 4 月に「事業効果検証のためのアンケート調査」を実施した。

（3）令和 8 年度の事業内容

① 暴力・ハラスメント対策マニュアルの改訂・周知

利用者等からの暴力・ハラスメントに対応する方法についてまとめたマニュアルの内容について部会で検討し、必要な改訂を行う。また、昨年度に引き続き、在宅医療機関・訪問介護事業所等へ周知する。（検討事項）

② 在宅医療・介護従事者及び管理者、並びに介護施設内従事者及び管理者向け研修 在宅医療・介護従事者及び管理者、並びに介護施設内従事者及び管理者向けに暴力・ハラスメントに対応する知識やスキルを習得できる研修を実施する。

③ 専用相談窓口

利用者等からの暴力・ハラスメントに係る在宅医療機関・訪問介護事業所等からの相談（法的相談を含む）を受ける専用相談窓口を運営する。

④ 安全確保対策費用の補助（申請受付中）

訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信するための安全確保対策費用を補助する。

⑤ 複数名訪問に対する支援（申請受付中）

利用者等の同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助する支援を行う。

⑥ 利用者等への啓発（令和 8 年 12 月頃を予定）

在宅医療・介護サービスを利用する県民向けに、適正利用に係る啓発リーフレットを配布し、在宅医療・介護サービスを受ける上での心構え等を啓発する。

あわせて、医療・介護サービスに対する不満や過度な心身の負担を軽減するため、県民向けの相談窓口を周知する。

（４）検討事項

① 暴力・ハラスメント対策マニュアルの改訂について

② 事業効果検証のためのアンケート調査結果について

③ 令和 9 年度以降の事業内容について

2 介護生産性向上推進事業について (地域医療介護総合確保基金メニュー)

(1) 事業目的

介護現場の業務効率化に向けた取組を支援するため、令和6年11月に福岡県介護DX支援センターを設置。

(2) 現状及び課題

厚生労働省の定める介護生産性向上推進総合事業実施要綱に基づき、令和7年度中に介護生産性向上推進総合事業の各種取組の進捗を適切に把握・検証するためのKPIを策定した。

KPIは以下のとおり。

① 県内介護事業所における介護テクノロジー（ICT・介護ロボット）導入率

年度	導入率
令和8年度(2026年度)	77.90%
令和9年度(2027年度)	82.00%
令和10年度(2028年度)	86.00%
令和11年度(2029年度)	90.00%

② 伴走支援の実施

毎年度6事業所以上

③ 実施期間

令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)

※ (参考) 県内介護事業所における令和7年11月時点の介護テクノロジー（ICT・介護ロボット）導入状況調査結果
ICT又は介護ロボットを導入（一部導入を含む）している割合：73.8%。

(3) 検討事項

8月から9月にかけて、県内の介護事業所を対象に介護テクノロジーの導入状況に関する調査を実施予定。本調査の結果については、第2回環境改善・人材育成部会において報告する予定である。また、回答率向上を図るため、協議会関係団体に対しても周知を行うので、御協力をお願いする。

第2 両部会における共通検討事項（案）

1 ノーリフティングケア普及促進事業について （地域医療介護総合確保基金メニュー）

（1）事業の概要

ノーリフティングケアとは、介護される側・する側双方において安全で安心な、抱え上げない、持ち上げない、引きずらないケアのことで、福祉用具を使うことが目的ではなく、双方の健康的な生活を保障できるケアを実践することを目的としており、持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどのケアを廃止し、継続的な中腰姿勢（＝不良姿勢）で行われる作業などの職員の身体に負担のかかる作業すべてにおいて見直しを図る。

（2）現状及び課題

本県では、令和2年度から以下の事業を実施することでノーリフティングケアの普及を促進してきた。

① ノーリフティングケアフォーラム（県全体、令和4年度のみ）

ノーリフティングケアを介護サービス事業所や管理者に広く周知するため、ノーリフティングケアの正しい認識、導入目的や期待される効果、管理者として取り組むべき職場環境改善等の研修や、パネルディスカッション、ノーリフティングケアの体験会、福祉機器の紹介等を行う。

※ 令和8年度は地域連絡協議会ごとにフォーラム・実践報告会を開催

② 取組施設を対象としたマネジメント研修及び技術研修

公募により取組施設を選定し、ノーリフティングケアの円滑な導入のため、職員の状態把握（健康管理）、対象者の状態把握（アセスメント）、業務リスク調査や福祉用具購入等の作業環境整備、職員への教育体制整備といったマネジメント体制を整えるための研修及び技術指導を実施。

③ 取組施設実践報告の開催

ノーリフティングケアに取り組んだ結果として、腰痛発生件数の減少、利用者に対するケアの質の向上等の効果を発信する。

④ 取組施設を対象とした技術強化研修

ノーリフティングケアの普及のため、技術のリーダーとなる者を育成する研修を実施する。

⑤ 取組施設を中心とした地域連絡会の活動に対する支援（令和3年度～）

取組施設が主体となり、ノーリフティングケアについての情報共有・発信等を行う地域連絡協議会を立ち上げ、その活動を支援する。

地域連絡協議会は、ノーリフティングケアの普及促進に向け、各地域で情報共有・発信等の役割を担うものであるため、参加を希望する介護サービス事業所や介護福祉士養成施設の参加も認めている。

以上の取組を進める一方で、近年、取組施設数は令和6年度：60、令和7年度：58、令和8年度：56で推移し、微減する傾向となっている。

取組施設が地域におけるモデル施設としてノーリフティングケアをさらに広めるこ

とができる環境を整備するとともに、ノーリフティングケアに関する取組が県内各事業所に広がるよう、事業内容について検討する必要がある。

(3) 検討事項

- ① ノーリフティングケア取組施設への支援
県事業参加施設に対する表彰制度の創設 等
- ② ノーリフティングケアに取り組んでいない事業所への支援

2 外国人介護人材に関する施策について

(1) 現状

国は、特定技能「外食業分野」の受入れ見込数5万人（令和10年度末まで）に対し、同分野の令和8年2月末の在留者数は約4.6万人（速報値）で、同年5月中に受入れ見込数に達すると推計したため、令和8年4月13日、特定技能「外食業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置を実施。

介護分野においては、令和6年度から令和10年度末までの受入れ見込み数160,700人を国が設定しており、うち126,900人が特定技能「介護」、33,800人が育成就労（介護分野）による受入れ見込み数となっている。

令和7年12月時点で、介護分野における特定技能外国人の受入れ数は67,871人となっているが、令和6年12月時点（44,367人）と比べ、23,504人（約53%）の増加となっている。

（参考）介護分野における特定技能制度の運用方針

- 令和6年4月からの5年間の受入れ見込み数：126,900人
- 人材基準：技能水準 介護技能評価試験等
日本語能力水準 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）に加えて介護日本語評価試験
- 従事する業務：身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄の介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）
※訪問系サービスは対象外

(2) 検討事項

特定技能「介護」の受入れが増加しており、今後、受入れ見込み数の上限に達する可能性がある。

また、令和9年度から技能実習制度が発展的に解消され、育成就労制度が創設される。

以上の状況を踏まえ、部会で意見を聴取し、今後の外国人介護人材に対する施策について、検討したい。